

ウーバーイーツユニオン規約

第1章 総 則

前文

我々は、ウーバーイーツ配達員によって組織される労働組合であり、特定の政党・政治家の支援を目的とするものでなく、配達員個々人の思想・信条を縛ることはない。

第1条（名称）

本組合はウーバーイーツユニオン（以下「ユニオン」という）という。

第2条（所在地等）

ユニオンは事務局を東京都新宿区四谷 4-28-14 パレ・ウルー5F ユニオン運動センター内におく。

第3条（目的）

ユニオンは団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的社会的地位の向上をはかることを目的とする。

第4条（事業）

ユニオンは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 組合員の労働条件の維持改善に関すること
- 2 労働組合、労働者の権利確立と拡大の活動
- 3 組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関すること
- 4 労働協約の締結、改訂に関すること
- 5 同一目的を有する団体との協力、連携に関すること
- 6 その他目的達成に必要なこと

第2章 組合員

第5条（組合員）

組合員はウーバーイーツの配達員としてのアカウントを取得者で組合が承認した者によって組織する。

第6条（権利）

何人も、いかなる場合においても、人種、国籍、宗教、性別、門地又は身分、信条によって組合に加入することを妨げられず、又は、組合員たる資格を奪われない。

また、組合員は組合のすべての問題に参加する権利および均等取り扱いの権利を有する。

第7条（義務）

組合員は平等に次の義務を負う。

- 1 規約及び大会の決議に従い、機関の統制に服する義務
- 2 組合費及び機関で決定したその他賦課金を期間内に納める義務
- 3 規約に基づく各会議に出席する義務
- 4 組合の機密をもらさない義務

第8条（加入の手続）

組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記入のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第9条（資格喪失）

組合員は次の場合にその資格を失う。

- 1 除名されたとき
- 2 脱退が認められたとき

第10条（脱退の手続）

組合を脱退するときは原則として必要な事項を記載のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

ただし、組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ原則として脱退は認められない。

- 2 未納組合費が3か月以上となり、納入の意思がないと判断した組合員については、脱退として処理することがある。

第3章 機 関

第11条（機関の種類）

組合に次の機関をおく。

- 1 議決機関
 - ア 定期大会
 - イ 臨時大会
- 2 執行機関
 - ア 執行委員会
- 3 監査機関
 - ア 会計監事

第1節 議決機関

第12条（大会）

大会は組合の最高決議機関であり、全組合員をもって構成する。

第13条（定期大会）

定期大会は毎年10月に開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

第14条（臨時大会）

臨時大会は執行委員長が必要と認めたとき90日以内に開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

第15条（告示）

大会の日時、場所、議題等は、開催の日から90日前に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第16条（付議事項）

大会の付議事項は次のとおりとする。

- 1 運動方針の決定と経過報告の承認
- 2 綱領及び規約の改廃
- 3 予算の決定及び決算の承認
- 4 上部組織への加盟及び上部組織からの脱退
- 5 組合員の表彰及び制裁
- 6 役員を選任及び解任
- 7 同盟罷業（ストライキ）の開始と終結
- 8 組合の統合及び解散
- 9 その他以上の事項に準ずる重要な事項

第17条（定足数と議決）

大会の定足数は組合員の過半数とし、付議事項は出席者数の過半数をもって議決する。

ただし、大会開催の前日までに大会開催月から3か月間に未納組合費がある組合員については、議決権を付与せず、定足数の母数にも計上しない。

第18条（議長）

大会の議長は、組合員の中から立候補又は推薦により選出する。

第2節 執行機関

第19条（執行委員会）

執行委員会は、大会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行する。

第20条（構成と招集）

執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計、執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを招集する。

第21条（定足数と議決）

執行委員会は3分の2をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長が決定する。

第4章 役員

第 22 条（役員）

本組合に次の役員を置く。

- 1 執行委員長 1名
- 2 副執行委員長 1名以上
- 3 書記長 1名
- 4 会計 1名
- 5 執行委員 若干名
- 6 会計監査 2名

第 23 条（職務）

役員の職務は次のとおりとする。

- 1 執行委員長.....本組合を代表し、業務を統轄する
- 2 副執行委員長...委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する
- 3 書記長.....日常の業務を処理し、文書及び記録の整理、保管に当たる
- 4 会計.....組合財政を司る
- 5 執行委員.....各専門部を担当し、組合業務を執行する
- 6 会計監査.....執行機関と独立して、本組合の会計業務を監査し、定期大会において報告する

第 24 条（任期）

各役員の任期は、大会から次期大会までとし再選を妨げない。ただし役員中に欠員が生じたときには補充選挙を行う場合がある。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 25 条（解任）

役員が任期を怠り又は機関の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

第 5 章 選 挙

第 26 条（選挙管理委員の選出及び職務）

選挙の公正を期するため選挙管理委員会を置く。この委員は2名とし、執行委員会が委嘱する。選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。

第 27 条（役員選挙）

各役員選挙は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

第 6 章 会 計

第 28 条（経費）

本組合の経費は、加入金、組合費、臨時組合費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第 29 条（組合費等）

1. 組合費は 1 ヶ月 500 円とする。
2. 組合員は加入が認められた月から 9 月までの組合費を前納する。
3. 第 2 項以降は毎年 10 月に 1 年分（10 月～翌 9 月分）の組合費を前納する。
4. 第 2 項、第 3 項の納付方法が困難な組合員は、会計と協議する。

第 30 条（会計年度）

本組合の会計年度は、8 月 1 日より翌年 7 月末日までとする。

第 31 条（会計報告）

すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された会計監査人によって正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年 1 回組合員に公表する。

- 2 会計帳簿は組合員の請求にもとづいて公開することがある。

第 7 章 争 議

第 32 条（同盟罷業の行使）

組合のストライキ権は組合員の直接無記名投票による過半数の決議で確立し、この議決により行使する。

第 33 条（闘争委員会）

執行委員会は、必要に応じて闘争委員会を置くことができる。

第 8 章 賞 罰

第 34 条（表彰）

組合員で、組合発展のため功労のあった者又は他の規範となると認められる者は、大会の議決によりこれを表彰することができる。

第 35 条（制裁）

組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の議決により制裁を加えることができる。

- 1 組合の規約又は議決に違反した者
- 2 組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
- 3 組合の名誉をき損した者
- 4 組合員の義務を怠った者
- 5 その他各号に準ずる不適當な行為のあった者

第 36 条（制裁の種類）

制裁の種類は戒告、権利停止及び除名とする。

戒告は文書により当該組合員を厳重に注意し、将来を戒める。

権利停止は1年を超えない期間を定め組合員としての権利を停止させ、その間組合への参加を認めない。

除名は、組合員としての地位を剥奪し、復権されない限り再度の加入を認めない。

第37条（制裁の手続）

前条の制裁は、大会出席者の過半数をもって決定する。ただし、執行委員会で緊急の必要性があるとして決議した場合には戒告及び権利停止については執行委員会で行うことができる。

2 上記の制裁の決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

第9章 解 散

第38条（解散）

本組合の解散は、組合員の直接無記名投票を行い、組合員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

第10章 規約の設定・改廃

第39条（規約の設定・改廃）

本規約と選挙大会規定の設定・改廃は組合員総数の直接無記名投票により、過半数の支持を得なければならない。

附 則

本規約は、2019年10月3日より施行する。

2020年11月5日改訂

2021年10月7日改訂